

飯塚市民事暴力相談センターだより

(令和4年7月号 NO.81号)



暴力団を寄せ付けない繁華街にするために！

繁華街関係者が安心して事業を行うための各種取組

1 不当請求に伴う事業所への危害を防止するための規制

暴力団員が、縄張りの設定・維持の目的で

- ① 事業所、居宅に立ち入る
- ② 文書を送付し、メール、FAXを送信する
- ③ 面会等を要求する
- ④ 付きまとい、事務所付近をうろつく

ことは禁止されています。

2 事業所に対する暴力行為を助長する行為の規制

不当要求を拒絶した事業者に報復するため又は不当要求に応じさせるために暴力行為を行った暴力団員に対し、金品の供与、地位の昇格、出所祝い等をしてはならないと命じています。

3 繁華街からの暴力団の排除を推進するための措置 (標章制度)

「暴力団員立入禁止標章」掲示店への暴力団員の立入を禁止することにより繁華街等で、安心して飲食できる環境が整備されるとともに、暴力団の資金獲得活動を阻止することができます。

暴力団員が標章掲示店に立ち入ると、中止命令や再発防止命令を発出、命令違反をすれば検挙されます。



暴力団が存在しない安心して楽しめる繁華街に！

- 暴力団対策が着実に進んでいる今こそ、繁華街から暴力団の影響をなくす絶好の機会です。

警察と行政、事業者の皆さんが一体となって、暴力団を排除するための活動を継続しましょう。

- 標章制度は、皆さんが暴力団の影響を気にせずに事業をするための有効な道具です。

制度を活用し、暴力団を寄せ付けず、誰もが安心して楽しめる繁華街をつくりましょう。

繁華街のにぎわいは
警察・行政・事業者の
三位一体で！



発行 飯塚市役所 防災安全課 消防安全係内 (飯塚市民事暴力相談センター)

住所 〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号

TEL 0948-22-3883 ・ FAX 0948-22-5754